

# 令和5年度事業計画

障害者支援施設 みどり荘

現在みどり荘で問題化している3項目を重点に改善を図る。

### 1 支援職・看護職の人員強化及び研修等によるスキルアップによるサービスの強化

職員の募集を募っているが、補充されていない現状である。

- 1) 派遣及び紹介会社を通じての採用を増やす
- 2) 各種学校等への募集活動の強化
- 3) 感染症予防対策としてオンライン研修環境の整備

### 2 介護用電動ベットの導入（業務省力及び緩和化）

みどり荘利用者の平均区分が5.48（昨年値5.24）と重度化が進んでいる。

職員の介護軽減を図るため補助金及び自己資金での整備を図る。

### 3 設備の改修

設備改修の財源として補助金を活用する。

#### 支援施設としての役割と責務

障害者支援施設として、24時間365日絶え間なく、利用者の生活全体を支援する機能、設備、専門性を有し、利用者が安心して暮らせる住まいの場を提供する。

そのためのサービス提供の基本を再確認しながら、利用者一人ひとりの心身の状況を理解した上で支援を行う。

また、利用者ニーズが多様化するにともない、サービス提供者側にも機能や役割の多様化がもとめられるため、効率的な経営を行い、施設だけで対応できないケースにおいても、法人内連携をはかり、重層的な支援が提供できるように努める。

地域の福祉ニーズに積極的に対応し、地域の拠点とセーフティネットの役割を担えるようにする。

#### 《重点施策》

##### (1) 障害福祉サービスの充実と自立支援の推進

個別支援計画を基本とし、その利用者の身体的状況、能力に合わせ誰もが進んで取組めるよう、諸活動を支援する。

##### (2) 健康管理と医療的ケアの推進

日常的な健康管理、指導の徹底と障害者の重度化、または羅病率の増加などの医療ニーズに対応し、きめ細かな看護並びに医療的ケアを推進する。

##### (3) 併設する「わかば」との連携強化

わかば児童発達支援事業、放課後等デイサービス、生活介護との連携を密に取り、お互いに情報交換し協力体制を構築する。

##### (4) 円滑な施設運営

障害者総合支援法や他諸法令、施策の変更等に伴う様々な事柄に柔軟に対応し、円滑な施設運営に職員全員で取組む。

##### (5) 研修（内部・外部・法人）研修

令和5年より、職員のキャリアアップを目的とした支援を行う。

##### (6) BCP（業務継続化）計画

感染症・災害時におけるBCP計画を、適宣見直しを図る。

### 【生活介護】

定員	56名
運営時間	9:00 ~ 17:00
通常実施地域	相生市・赤穂市・上郡町
対象者	身体・知的・精神

### 【施設入所支援】

定員	50名
運営時間	17:00 ~ 翌9:00
対象者	身体・知的・精神

### 【短期入所】

定員	4名
対象者	身体・知的・精神・児童

## 生活支援課

生活介護・短期入所・施設入所支援、それぞれの事業内容やその特性を十分に理解し、利用者一人ひとりの個別支援を進めていく。また、利用者がみどり荘で提供されるサービスによって『安心・安全・安楽』に生活できる支援を目指す。昨年度12月に開設したグループホームからの生活介護利用の受け入れに合わせて改めて日中活動を見直していく。作成義務化される業務継続計画の見直しと修正・検討を支援課内でも進めていきたい。

#### 1) 職員の意識とサービスの質の向上(継続的目標)

PLAN・DO・CHECK・ACTIONを徹底する。直接処遇については、日々の利用者の意向に対して柔軟に対応できるよう自己研鑽を怠らず、同時に後進の育成にも力を入れていきたい。グループ会議においては計画のモニタリングを中心に据える事で、利用者の思いや希望に沿った計画に出来るよう少人数で継続して進めていきたい。役職者とグループリーダーで業務継続計画を話し合い、支援課の意見も反映させていきたい。

#### 2) 研修の推進と職員のスキルアップ(研修に関する目標)

リモートでの研修参加が可能となったことから、積極的にリモート研修に応募する。特に強度行動障害支援者研修・虐待対応力向上研修などの重点研修には必ず参加していく。研修報告会の企画・開催をすることで、研修で得た知識や技術を共有できる場を設けていきたい。

#### 3) 責任ある支援(専門的なかわり・意図的な言葉かけ)

支援員一人ひとりが介護の専門職としての意識を醸成する。報告・連絡・相談・共有ができる職場環境をつくることで、利用者一人ひとりの状態に合わせた適切な支援を実施する。業務を通して、利用者の変化をつぶさにとらえ記録し、適切に対応できるよう知識と技術を身につける。

#### 4) 個別支援計画の充実(サビ管をはじめとした他職種との連携)

支援検討会議に毎月必ず参加する。サービス管理責任者を中心に他職種との情報共

有を図る。正確な現状把握から利用者一人ひとりの個性を生かせる「顔」の見える計画づくりを進める。

#### 5) 人権擁護・虐待防止の取り組みと苦情・相談窓口(リスク・虐待)

身体拘束廃止委員会を毎月開催し、必要な書類関係の整備をする。虐待防止対策の3ヶ月に1回の会議開催で潜在化リスクを掘り起こす。虐待の芽を未然に摘みとれる環境づくりをすすめる。虐待が起きた場合は、躊躇なく虐待防止委員会につなげる。

苦情に関しては、利用者からの声を「ご意見箱」につなぐ取り組みも進める。

#### 6) 日中活動の充実(企画・ふれ愛・福祉会行事等)

コロナ禍において外出支援が困難となっているため、ドライブでの外出支援を継続する。また、運動不足からくる健康被害への対策として、敷地内に出来た遊技場を利用して運動の機会を提供していく。今までの経験を生かして柔軟に対応していくとともに、新しい活動やレクリエーションにも積極的に取り組んでいきたい。法人内行事への利用者の参加も進める。

#### 7) グループ制の継続(後進の育成と支援課の組織作り)

支援員を5つのグループに分け、サービス管理者・支援課長・支援主任と別に2名のリーダーを指名する。グループのリーダーの指名に当たっては、後進の育成の場として、積極的に若手を登用する。改めて今年度から新体制となる為、お互いに過度の負担を掛けぬよう日頃からのコミュニケーションを強化していきたい。定期的な面談も取り入れていきたい。

### 医務課

利用者様の高齢化や疾病の進行に伴い、脱水、貧血、尿路感染症、結石症、精神病、便秘、皮膚湿疹、糖尿病、口腔衛生、腎機能障害、高脂血症、嚥下機能の低下による肺炎などの利用者様が増えてきた。それに対処できるように病院受診、医師の往診(内科、泌尿器科、皮膚科)により、処置・処方を行い、治療・経過観察をしていく。

健康診断の結果を疾病の予防や治療に活かし、その人らしく過ごせる環境とご家族様に近況報告も兼ねて結果報告を行う。

感染対策として、病院との連携、福祉会との情報交換や会議、感染症研修などの情報をもとに早期対応と予防対策に努める。

#### 1) 健康診断

春季(4月～5月)

##### **【利用者】**

問診、打聴診、胸部X-P、心電図、視力、聴力、血圧、検尿、身体測定(身長、体重、BMI) 腹部CT(結石既往歴のある方) 採血(貧血、血糖、肝機能、脂質、感染症(HBS、HCV)、アルブミン)

##### **【職員】**

(検査項目) 利用者様に同じ

移乗介助を行う職員は腰部X-P、骨密度40歳以上・採血(腎機能)

秋季（10月）

【利用者】

問診、打聴診、胸部X-P、心電図、視力、聴力、血圧、検尿・身体測定（身長、体重、BMI）・採血（貧血、血糖、肝機能、脂質、アルブミン）

【職員】

夜勤従事者のみ

（検査項目）利用者様に同じ

（追加項目）腰部X-P・40歳以上・・・採血（腎機能）

【給食職員】毎月、検便検査

【職員雇用】春季健康診断の項目に準ずる

2) 各種予防接種

【予防接種名】

インフルエンザワクチン 11月～12月（利用者、職員）

肺炎球菌ワクチン 1月（65歳以上の利用者）

風疹 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性（利用者）

新型コロナワクチン 3ヶ月～6ヶ月（利用者、職員）

3) 手指消毒器設置・体温測定器設置

院内感染及び外部からの感染防止に努める。

4) 感染症対策委員会の設置

周囲の感染状況の把握、研修や会議、書類などで早期対応できるようにする。

5) 早期退院に向けての受け入れ体制強化

利用者様、施設側の安全性を確保した上で、治癒状態での退院ではなく寛解状態での受け入れを目指す

6) 医師の往診

火曜日（隔週）・・・泌尿器科

水曜日（隔週）・・・内科

土曜日（隔週）・・・皮膚科

リハビリ

利用者個々の障害を把握しながら本人の意思を確認し、また日々の声かけ等によるコミュニケーションにて精神的アプローチを行う。また、加齢や進行性の病気に伴う残存機能低下の予防や日常生活に反映できるようにプログラムを作成しリハビリを行う。

- 1) 利用者のニーズを考慮したプログラムを作成し、本人の意思確認をしながら運動を行う。また、再評価を行い年に2回以上プログラムの見直しを行う。
- 2) 日常生活上必要な基本的動作または、関節可動域の維持・改善を中心とした練習を行いながら、利用者の現状を各部署へ報告し、個別プログラムに添った運動を行う。
- 3) 利用者の活動性向上、及び利用者と職員間のコミュニケーションの場として、月4回作業療法士指導のもとレクリエーション(余暇支援)を職員協力しながら実施する。

- 4) 残存機能に対しての車椅子、杖、装具等福祉用具のアドバイスをを行い、適切な福祉用具の作成に協力する。
- 5) 気分転換を目的に日中気候気温が良い時には散歩に出かけ外の季節を肌で感じていただく。
- 6) 利用者の著明な能力低下等により、リハビリすることで明らかに改善が見られると判断できる場合、リハビリ回数・時間を増やし対応に当たる。
- 7) 感染対策を考えてリハビリ、およびレクリエーションの際の消毒、ソーシャル・ディスタンスに気を付ける。また施設でのリハビリする方の区画(1階と2階)もしっかり分ける。

#### 【リハビリの内容】

- 1 上下肢に対してのROM-ex(関節可動域運動)、ストレッチ
- 2 筋力強化(両上下肢、体幹) 鉄亜鈴、プッシュアップバー、EMS使用を含む
- 3 歩行練習(平行棒内歩行練習、杖歩行練習、歩行器歩行練習)
- 4 坐位保持練習(ベッド上での長坐位、端坐位保持練習)
- 5 起居動作練習
- 6 立ち上がり練習(Tilt table、姿勢鏡)
- 7 車椅子自走練習
- 8 温熱療法(ホットパック)
- 9 手技療法(マッサージ、モビリゼーション)

(備考)

- ・コミュニケーション
- ・リハビリを兼ねての散歩
- ・レクリエーション(カレンダー色塗り、ゲートボール、紅白玉送り競争、魚釣りゲーム・ペットボトルボーリング等)・・・余暇支援

#### 栄養課

- 1) 利用者の「より質の高い生活」を実現するために、多様なニーズに対応し専門知識を活用した食事サービスを行えるように努力する。
- 2) 利用者の嗜好を考慮した食事を提供するために、年2回は嗜好調査を行ない、その結果を献立に反映さす。また随時利用者の嗜好を聞くように心がける。  
食べられない食材がある場合は、個々に検討し対応する。
- 3) 朝食はパンかご飯かの選択、夕食については毎週金曜日の予定で選択メニューを実施し、利用者の自己選択・決定を尊重する機会をもつように努める。
- 4) 栄養ケア・マネジメントを実施し支援、医務、生活指導との連絡を密にし、利用者個々の障害や体調、栄養状態に応じた栄養計画を立て、その計画に沿った栄養管理を行なう。  
栄養ケア計画は3か月ごとに見直す。変更があった場合は計画を立て直し、変更がない場合も計画の再確認を行う。
- 5) 適温適時食を行なう。

- 6) 利用者が、一定の時間内でそれぞれのペースに合わせて楽しく食事ができる環境づくりを行なう。
- 7) 各季節、各月毎の行事を大切に、季節感のある食材の使用や盛り付け方法の工夫を行い家庭的な食事を提供する。
- 8) 利用者と栄養や食材・調理等について話をする時間を持ち、食事提供に理解をしてもらえるように努力する。

#### ＜ 誕生日祝い食 ＞

毎月第1火曜日又は第2火曜日に・変わりご飯または寿司類など利用者の喜ぶ献立を考える。また利用者の希望するヤクルトを毎回つける。

#### ＜ 行 事 食 ＞

4月	開設記念日、花見弁	10月	秋の味覚料理
5月	端午の節句	11月	ふれ愛フェスティバル
6月	あじさい弁当	12月	クリスマス会
7月	七夕	1月	おせち料理、
8月	お盆	2月	節分（巻き寿司）
9月	月見弁当	3月	ひな祭り（ちらし寿司）

1 冬場（11月～3月）は、土鍋を使用した鍋料理を月1回程度実施出来るように検討する。

2 祝日には、その日を祝い利用者の喜ぶ料理を考える。

#### ＜ 栄養会義 ＞

チーフ会議と兼ね、月1回 施設長・課長・各部署の主任の出席のもと、利用者各人の体調や状態に合わせた食事を提供するため、栄養・食事に関する報告、提案、相談の場として活用する。

栄養ケア計画についても各部署からの意見を参考にする。

チーフ会議内だけで話がまとまらない場合は、別に時間を取って話し合う。

また月1回調理員と給食内の事や献立について話し合う機会を作る。出来れば他部署の職員にも出席してもらい、意見や要望を得る。話し合いの結果は毎日の業務に取り入れより良く改善出来るようにする。

#### その他

##### 行事・外出活動（新型コロナウイルス感染症収束後対応）

- 1 季節行事中心にして、利用者の皆様に日々の変化を感じていただけるように地域住民、ボランティアなどに参加していただけるような行事を計画、実施する。
- 2 私的外出をはじめ、食事外出、喫茶外出など個々のニーズに沿った外出が出来るようにプログラムを計画する。

##### 生活介護・短期入所利用者受入

- 1 地域の利用者や家族の要望にも応え、緊急・重度の方々を中心に現有ベットを十分に活用し、積極的に対応する。

- 2 在宅障害者情報バリアフリー計画として、ノーマライゼーション理念に基づき、施設内において場所・機器等の提供を行い、その一端を担う。
- 3 ソーニングを行い利用の再開を図る。

#### 施設虐待防止委員会と施設虐待防止対策委員会の設置

- 1 施設長を中心に、各部門の責任者を委員とする施設虐待防止委員会とリスクマネジメント委員会を中心とした施設虐待防止対策を実施する。
- 2 委員会と対策委員会は、次の事項について協議、推進を行う。
- 3 施設虐待防止等に関する資料の収集と職員への周知
- 4 職員研修の企画（年一回）
- 5 施設虐待発生時の対応、管理及び再発防止のための対策の立案、推進対策
- 6 委員会は、原則として3ヶ月につき1回は開催するものとする。
- 7 対策委員会は、原則毎月第2月曜に行い、防止予防に努める但し、当該施設において虐待が発生した場合もしくは虐待の疑いが考えられる場合には、その都度、緊急に開催する。

#### 職員研修

- 1 全職員に毎月の内部研修参加を義務化とし研修受講を励行する
- 2 施設職員としての資質の向上及び技術・知識取得に努める。
- 3 外部研修（年1回以上）
- 4 オンライン研修の活用
- 3 内部研修・法人内研修

	施設内研修	法人内研修
4月	感染症対策研修	新人職員研修・虐待防止研修
5月	コンプライアンス研修	
6月	AED研修・理学療法士による研修	リスクマネジメント研修
7月	BCP研修	中堅職員研修
8月	交通安全交通	
9月	外部講師研修	課長・主任職研修
10月	感染症対策研修	
11月	虐待防止法研修(DVD)	中堅職員研修
12月	虐待防止研修(DVD)	
1月	BCP研修・消防機器研修	
2月	消防機器研修	
3月	消防機器研修	

#### 施設内研修発表会等

#### 職員の資格取得によるキャリアアップの推進

- 1 職員一人一人が、資格取得が出来やすいように勤務調整をする。
- 2 資格取得研修会の案内配布

#### 防火・防災・防犯・安全運転

利用者の安全を守ることを第一に考え、また被害を最小限に止めるため、的確な



防災・防火・防犯・安全運転対策を図る。

- 1 避難訓練（年2回以上総合避難訓練・夜間想定訓練）  
近隣施設との連携を密にし、緊急時における防火・防犯体制を定める。
- 2 消防機器（総合点検・機能点検）を消防設備に保守管理
- 3 防犯カメラの設置活用
- 4 安全運転講習会（DVD）
- 5 各種機能の職員への周知を図る

#### 第三者評価の受講

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、公正・中立な第三者機関に専門的・客観的な立場から評価を受ける